

1999年3月17日
理事長代行決定

学校法人京都薬科大学経理事務に係る部局等の名称を定める要綱

(目的)

第1条 この要綱は、学校法人京都薬科大学経理規則（以下「規則」という。）第2条に規定する部局等について、必要な事項を定めることを目的とする。

(部局等)

第2条 規則第2条に定める「部局等」とは、別表に掲げる分野及び所属等をいう。

2 「部局等」の長とは、前項に定める分野、所属等のそれぞれの管理責任者をいう。

(委任規定)

第3条 この要綱に定めるもののほか、経理事務に係る部局等に関して、必要な事項については、その都度、理事長が定める。

附 則

この要綱は、1999年4月1日から施行する。

(中 略)

附 則

この要綱（一部改正）は、2003年5月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2004年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2005年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、教員の名称変更に伴い2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2007年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、教室の名称変更に関する規程にもとづき、2008年2月1日から施行し、2007年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2008年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2009年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2010年7月5日から施行し、2010年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2011年7月5日から施行し、2011年7月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2012年1月12日から施行し、2011年11月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2012年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2012年4月18日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2012年11月21日から施行し、2012年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2014年9月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2015年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2015年7月1日から施行し、2015年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2016年12月1日から施行し、2016年4月1日から適用する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2017年7月1日から施行する。

附 則

この要綱（一部改正）は、2018年4月1日から施行する。

(別表)

部局等に関する経理事務取扱要綱第2条に基づく部局等及びコード番号一覧表

コード	名 称	コード	名 称
0400	代謝分析学分野	3800	臨床薬学教育研究センター
0500	薬品分析学分野	3900	情報処理教育研究センター
0600	薬品物理化学分野	3950	学生実習支援センター
0800	公衆衛生学分野	4000	共同利用機器センター
0900	衛生化学分野	4100	共同利用機器
1000	生化学分野	4200	薬用植物園
1100	病態生化学分野	4300	R I センター
1250	微生物・感染制御学分野	4400	バイオサイエンス研究センター
1300	病態生理学分野	4600	図書館
1400	薬理学分野	4700	生涯教育センター
1500	臨床腫瘍学分野	4800	知的財産・産学官連携センター
1600	臨床薬理学分野	4850	国際交流センター
1700	薬物治療学分野	4960	事務局企画・広報課
1800	薬物動態学分野	5000	事務局庶務課
1900	薬剤学分野	5100	事務局会計課
2050	臨床薬学分野	5200	事務局施設課
2060	臨床薬剤疫学分野	5300	事務局教務課
2070	統合薬科学系	5400	事務局入試課
2100	物理学分野	5500	事務局学生課
2200	数学分野	5600	事務局進路支援課
2300	一般教育	5800	事務局研究・産学連携推進室
2400	薬学英语分野	5900	事務局国際交流推進室
2500	健康科学分野	5910	事務局情報管理推進室
2950	細胞生物学分野	5920	事務局調達検収室
3100	創薬科学フロンティア研究センター	6010	がんプロ養成プラン
3200	薬化学分野	6100	4大学連携機構
3300	薬品化学分野	6200	教育改革推進事業
3400	薬品製造学分野	6300	戦略的基盤形成支援事業
3500	生薬学分野	6400	研究ブランディング事業
3600	教育研究総合センター	6500	共同研究推進事業
3700	薬学教育研究センター	6600	学生チャレンジ事業

注1) 一般教育については、各教授又は准教授毎にコード番号を付し、単位分野として取扱うものとする。

注2) 共同利用機器については、共同利用機器毎にコード番号を付し、単位分野として取り扱うものとする。

注3) 4大学連携機構については、事業毎にコード番号を付し、単位部局として取扱うものとする。

注4) 付属名称、付属コード番号については別に定める。